

令和2年
第4回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者 鏡味 昭史 議員

1. 公共施設更新計画について

(2) 文化センターや保健センター、勤労福祉会館、図書館等については、比較的低位に集中し、催しなどがあると駐車場も手狭となっています。今後このような公共施設を複合施設にし、十分な駐車場の確保を行う考えはないのか伺います。

【回答】東浦中学校、文化センター、保健センター周辺地区は愛知県が作成した高潮浸水想定によると、高潮浸水想定区域に位置しています。施設の更新を検討する際には、防災面も考慮することにより本町の公共施設における強靱性を確保する必要があります。このことから、文化センター周辺施設の更新時には再編、移転、高層化を視野に入れるとともに、総合計画に基づいた統廃合、機能転換や複合化など最適な配置を検討していきます。

十分な駐車場の確保については、公共施設の更新を検討する際に、その施設や周辺の状況を考慮し、適切な駐車場の確保を検討します。

(3) 令和2年9月定例会において、東浦中学校生の通学における安全確保のため、国道366号に歩道設置の考えがないのか質問しましたが、住宅地の密集により拡幅が困難であるとの答弁でありました。そこで、老朽化が進んできている東浦中学校について、安全確保の観点からも学校区の中央付近へ移転する考えはないのか伺います。

【回答】東浦中学校は、開校した昭和22年、当時の校区の中心となるように現在の場所に建設されました。その後、昭和51年度に北部中学校が開校したことにより、東浦中学校への通学区域が石浜、生路、藤江地区となったため、現在は校区の北端に位置しています。

学校の立地場所としては、校区の中央部が理想と考えますが、移転には様々な課題があります。

例えば財政面です。平成28年3月に公表した東浦町公共施設等総合管理計画では、町内既存の公共施設維持のための将来負担額として平成27年度からの60年間で約569億円を見込んでいます。さらに東浦中学校の移転となると、新たに必要となる土地購入費等が加算されます。

財政面以外にも、建設場所の選定、土地の確保、地域の理解など、解決しなければならない課題は多くあります。しかしながら、学校が校区の中央部に移ることで、通学距離の平準化や行事等で来校する保護者の利便性の向上など、移転により改善が期待される点もあります。

これらのことを踏まえ、東浦中学校の移転については今後も慎重に検討を進めてまいります。

質問者 向山 恭憲 議員

1. コロナ禍での子どもたちの心のケアを

(1) 共通認識として、「いじめ」と「不登校」の公式な定義を伺います。

【回答】「いじめ」の定義については、平成 25 年 6 月に制定された「いじめ防止対策推進法」の第 2 条において、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。」とされております。

また、「不登校」の定義については、平成 15 年 3 月に文部科学省が取りまとめた「不登校への対応について」における「不登校の現状に関する認識」の中で、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とされております。

(2) この公式定義は教育委員会、学校（教職員）、PTA（保護者）、小中学生、

地域でどのように周知され、共有されているかを伺います。

【回答】「いじめの定義」は、町ホームページ上の「東浦町いじめ防止基本方針」の中で公表しています。各校では、教職員が、教職員会議において、「東浦町いじめ防止基本方針」や各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」を確認することで、「いじめの定義」について共有しています。児童生徒に対しては、いじめ防止に関する基本的な姿勢を理解させるために、道徳の時間でいじめについて考える時間を設けています。また、人権週間中の朝会において、校長が人権を尊重することの大切さについて伝えるようにしています。保護者に対しては、年度始めの P T A 総会や学年懇談会等を通じて、周知、共有することに努めています。

「不登校の定義」については、教職員間では、年度始めの教職員会議において、支援のあり方を確認する中で、「不登校の定義」についても共有しておりますが、小中学生、保護者や地域へ周知、共有することは特にしていません。

(3) 本町におけるいじめの状況について伺います。

ア. この数年間のいじめ認知件数を伺います。このうち具体的な内容別状況や重大事態件数の状況及びその対処・対応状況を伺います。

【回答】認知件数は、平成 27 年度は「72 件」、平成 28 年度は「72 件」、平成 29 年度は「76 件」、平成 30 年度は「128 件」、令和元年度は「76 件」、令

和 2 年度は 10 月末現在、「39 件」です。

具体的な内容別状況ですが、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」が大多数を占めています。また、重大事態件数としては、平成 28 年度に「1 件」認知しています。

イ. 全国の状況では、インターネットや SNS での誹謗中傷の増加が問題視されていますが、本町での認知状況や対処・対策状況を伺います。

【回答】 認知件数は多くはありませんが、毎年、数件、認知しております。認知した場合は、該当校において速やかに対象児童生徒への指導を行い、いじめが深刻化することのないように努めています。

また、未然防止の観点から、弁護士等、外部講師を招いての情報モラル教育を実施したり、技術科や道德等の授業で、インターネットや SNS の適切な使い方等を学んだり考えたりしています。

ウ. 平成 25 年度に町内各学校にて「学校いじめ防止基本方針」が、平成 29 年度に「東浦町いじめ防止基本方針」が策定され、いじめ防止等の対策に取り組んでいます。その効果、課題と対策等の推進状況を伺います。

【回答】 効果の一つとしては、教職員が、いじめの防止等は、徹底して取り組むべき重要な課題であると認識し、児童生徒の様々な問題行動等へ迅速に対応することで、いじめの早期発見・早期対応につなげることができていることです。

課題としては、今後、増加することが予想されるインターネットや SNS を介したいじめに対する対策の推進です。インターネットや SNS を介したいじめは人の目の届かない場所で行われるため、顕在化しにくく、深刻ないじめにつながる可能性があります。現在、各校で情報モラル教育を実施し、インターネットや SNS の適切な使い方を学んでいます。今後は、家庭との連携をより強めていく必要があると考えています。そのため、保護者に対して、さまざまな機会をとらえ、学校で実施している情報教育の内容を伝えるとともに、各家庭においても、フィルタリングの設定を確認していただくことや、ネット上のトラブルの実態について子どもと話し合っていただくよう引き続き働きかけていきます。

(4) 本町における不登校の状況について伺います。

ア. 平成 27 年度以降の本町の不登校の状況（いじめによるものなど、要因別状況を含む）を伺います。

【回答】 不登校者数は、平成 27 年度は「71 人」、平成 28 年度は「85 人」、平成 29 年度は「59 人」、平成 30 年度は「79 人」、令和元年度は「105 人」、令和 2 年度は 10 月末現在「61 人」です。

要因については、主なものとして、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」、「本人の無気力、不安」が挙げられます。
また、平成 28 年度に 1 人が、いじめが原因で不登校となっております。

イ. 学校などで指導を受けた結果、登校するようになった小中学生の状況を伺います。また、指導のあり方への考察を伺います。

【回答】 学校などで指導を受けた結果、登校するようになった小中学生は、毎年、15 名程度となっております。このことから、多くの児童生徒は一度学校に来ることができなくなると、その状況が継続することになると捉えています。そのため、予兆への対応を含めた初期段階からの支援が必要であり、スクールカウンセラー等とも連携しながら、組織的・計画的な支援が重要であると考えています。

(5) 本年は、新型コロナウイルス感染防止策としての学校休業など警戒状況が続く中、学校生活や人間関係の変化などへのストレスから、いじめや不登校になる子どももいるのではないかと危惧します。「学校へ行かない」選択をする子に対しては登校を無理強いすることは必ずしも得策でないと考えます。

コロナ禍でのいじめや不登校の要因や対処法は、従来にない方策も必要と考えます。学校現場の皆さんや保護者の方々のストレスも尋常でないと推測します。本町の対処・対策の方針を伺います。

【回答】 現在まで、新型コロナウイルス感染症の影響によるいじめや不登校になる子どもは認知しておりませんが、各校において、児童生徒に「24 時間子供 SOS ダイアル」等の相談窓口を適宜周知するとともに、必要と判断した児童生徒に対し、スクールカウンセラー等による支援を行うようにしています。

教職員に対しては、例えば、宿泊行事を縮小したり、運動会や学習発表会等の学校行事を簡略化したりすることができるよう、学校への支援を行い、負担軽減を図っています。

また、今年度は保護者が学校の様子を知る機会を例年のように提供できないことが、不安を増幅させる要因になっていると考えています。そこで、学校ホームページ等を通して、行事に関するだけでなく、普段の授業についても例年より多く発信することで、保護者が学校での児童生徒の様子を確認できるように努めています。

質問者 大川 晃 議員

1. 災害時の情報収集・伝達手段の確保について

(2)避難所に指定されている施設(特にコミュニティセンター、小中学校、保育園、町体育館、勤労福祉会館、自治会の集会所)の無線LAN利用の現状を伺います。

【回答】指定避難所である各コミュニティセンターでは、知多メディアスネットワーク株式会社などのケーブルインターネット加入者に限り利用することができる、ケーブルWi-Fiスポットが導入されており、大規模災害時には、知多メディアスネットワーク株式会社が切替え操作を行うことにより、通信手段確保の一環として、誰でも無線LANを利用することが可能となります。

また、勤労福祉会館においては、施設利用者で登録した方が利用できる公衆無線LANを設置しており、大規模災害時には、通信事業者との契約により、利用者登録の有無に関わらず誰でも無線LANを利用することが可能となっています。

それ以外の、各小中学校、各保育園・児童館、各ふれあいセンター、町体育館、自治会集会所、老人憩の家では、現状、公衆無線LANの導入はしていません。

(4)大規模災害発生時に公衆無線LANを無料開放する00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)の導入について本町の見解を伺います。

【回答】00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)は、2011年3月に発生した東日本大震災において、広範囲な携帯インフラの被害により、発災直後に携帯電話やスマートフォンが長時間利用できなかつた教訓を受け、携帯キャリアに依存せず公衆無線LANが使える環境を実現したもので、2016年4月に発生した熊本地震で初めて実運用され、多くの被災者に利用されたものです。

本町の公共施設では、図書館、文化センター及び勤労福祉会館について、災害時には通信事業者が、00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)に切り替えることにより、誰でも無線LANを利用することが可能となります。

指定避難所への00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)を含む公衆無線LANの導入については、各施設の平常時における利用ニーズやセキュリティへの対応等を含め、関係各課等と協議をしていきます。

また、現在、災害時に利用可能な公衆無線LANについては、災害時モードへの切替え手順や避難者への周知方法などについて、防災訓練等へ導入していきたいと考えています。

3. G I G Aスクール構想で導入するタブレット機器や今後について

(1) 本町で導入するタブレットのOSの種類と使用予定年数を伺う。

【回答】本町で導入するタブレット端末は小中学校共 i P a dを採用しています。従いまして、OSの種類はi O Sとなります。また、タブレット端末の使用予定年数は、5年間を予定しており、タブレット端末の賃貸借契約におけるリース期間も令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間としています。

(2) 仕様にL T E接続できるものとありますが、接続先キャリアと通話料等のランニングコストをどの位見込んでいるかを伺う。

【回答】文部科学省が示すタブレット端末の標準仕様においては、W i - F iを補完するためのL T E通信も選択肢の一つとしています。

L T E通信の場合、W i - F iが利用できない場所においても、データ通信を行うことが可能となりますが、その分のデータ通信料は毎月発生することとなります。例えば、1台あたり月額3千円の通信料とした場合、今回の端末導入台数は約4,500台であることから、月額1,350万円、年間1億6,000万円程の通信費用が必要となります。

また、W i - F iの場合は、各学校で契約している既存のインターネット回線が利用できることから、タブレット端末の導入に伴う新たな通信費用を抑制することができます。

本町では、G I G Aスクール構想実現のための校内のW i - F i環境整備も並行して行っていることから、今回導入するタブレット端末はW i - F iモデルを採用しており、L T E接続による使用はありません。従いまして、L T E接続費用は発生いたしません。

(3) 今後の機器の導入の予定とI C T教育の導入の流れを伺う。

【回答】各小中学校へのタブレット端末の導入は、本年12月18日までに全て完了する見込みです。また、タブレットが導入されますと、教職員に対して基本的な操作に関する研修を行います。研修を通して教職員が、タブレットを使って何ができるかを知り、授業等での有効な活用方法を考え、実践していく予定としております。

G I G Aスクール構想の目指すところは、「個別最適化学習」で、児童生徒が学習の中での必要性に応じて主体的に端末を活用できるようにすることですが、タブレット端末導入直後は授業のワンポイント程度の活用を定着させ、その中で、段階的に活用頻度が高まっていくことを目指したいと考えています。

(4) ICT支援員を設置した方が良いと考えますが、本町の見解を伺う。

【回答】本町としましては、早期にICT支援員を設置することは考えておらず、教員がタブレット端末の操作等で困った場合には、タブレット端末の契約事業者が行う相談窓口（ヘルプデスク）をICT支援員の代わりとして活用することを想定しております。

ICT支援員の設置につきましては、今後の端末の活用状況をみながら、必要な時期に必要な人員を配置できるよう学校現場と連携し検討していきます。